

平成25年12月2日付け津市監査委員告示第7号公表分

財政援助団体等監査

青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)

監査の結果	<p>自治共益費の取扱いについて、損益計算書の収入の部には、確実に収入が見込まれるもののみが計上され、また、貸借対照表の資産の部には、当該収入のうち期末現在で徴収されていないもののみが未収入金として計上されている。</p> <p>このように徴収が困難である自治共益費を当初から計上しない経理方法は、徴収すべき自治共益費の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、当該経理方法の見直しについて検討されたい。</p>
措置の内容	<p>平成25年度収支決算より、徴収すべき自治共益費の総額を損益計算書及び貸借対照表に計上することとした。</p>